

産休・育休推進行動計画

社員の働き方を見直し、子育てに関わりながら仕事面での力も発揮できるような働きやすい環境にするため、次のような行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和 2年 4月 1日～令和 7年 3月 31日までの 5年間

2. 内容

目標1：産前産後休業や育児休業などの制度をまとめた資料を作成、周知を行い、取得を促す。

<対策>

- 令和 2年 4月～ 制度等の情報収集
- 令和 2年 12月～ 制度等をまとめた資料を作成する
- 令和 3年 3月～ 従業員への周知

目標2：産休・育休中の従業員のための相談窓口を設置する。

<対策>

- 令和 2年 4月～ 相談窓口設置の検討
- 令和 2年 12月～ 産休・育休制度等について知識を得、対応可能な従業員を増員する
- 令和 3年 3月～ 従業員への周知